

# 令和2年度は国民健康保険の保険料率を据え置きです

図 保険医療課 ☎65・65112  
税務課 ☎65・65008

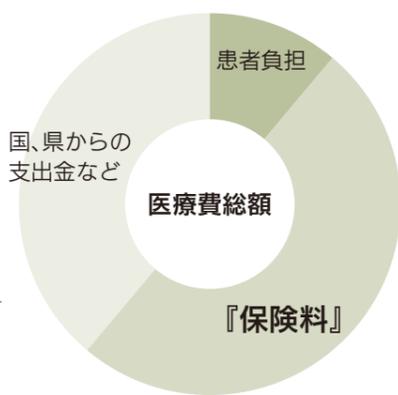
国民健康保険(国保)は、ケガや病気のときに安心して医療サービスが受けられるよう、保険料を出し合い、みんなで助け合う制度です。

近年、医療費や後期高齢者支援金、介護納付金の増加が続く、国保の財政は非常に厳しい状況が続いています。

そのため、平成30年度から国保の運営を市町単位から県単位に拡大するという、制度改正が行われました。

県が、1年間に必要な県全体の医療費を計算し、各市町の所得水準等に応じて、標準保険料率を示します。

今年度の県が示した標準保険料率は、平均世帯で1.5%上がる内容となりましたが、市の国保の基金を投入し据え置くこととなりました。



## 保険料率の決め方

滋賀県が県全体の医療費などの総額を推計し、その結果に基づいて市町ごとに標準保険料率を提示します。  
それを参考に、市町が保険料率を決定します。

## 保険料額(年額)の参考例

- ①年金収入120万円以下(所得0円)  
70歳代 1人世帯(7割軽減) **保険料：18,000円**
- ②給与収入約212万円(所得130万円)  
夫65歳、妻65歳の2人世帯(軽減なし) **保険料：182,460円**
- ③給与収入約400万円(所得266万円)  
夫55歳、妻52歳の2人世帯(軽減なし) **保険料：386,010円**

## 1世帯あたりの保険料額

所得割額と均等割り額、平等割額をすべて加算したものが、世帯の保険料額となります。

令和2年度保険料率	医療分 ※1	支援分 ※2	介護分 ※3
所得割額 (前年所得-33万円)×率	6.80%	2.32%	2.31%
均等割額(1人あたり)	25,000円	9,000円	9,900円
平等割額(1世帯あたり)	19,400円	6,600円	5,900円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

- ※1 医療分…医療給付費(医療に係る費用の7割相当分)に充てるためのもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※2 支援分…後期高齢者(75歳以上の人)の医療費の一部を支援するもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※3 介護分…介護保険に要する費用に充てるためのもので、40歳以上64歳までの人(介護保険の第2号被保険者)に負担していただきます。



5月24日(日)クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザでごみの持込みを受け付けていますのでご利用ください。来月の予定日は6月28日(日)です。☎環境保全課 ☎65-65113

## ○国民健康保険料を軽減します

一定の所得以下の世帯に対して均等割額と平等割額を軽減(7割・5割・2割軽減)しています。軽減は、前年の所得をもとに判定しています。所得のない人も申告が必要です。申告をしていないと所得不明となり軽減判定の対象となりませんので、所得の申告をお願いします。

## ○国民健康保険料の軽減を拡充します

被保険者数に乘じる金額を28万円から28万5千円に引き上げることで、5割軽減の対象となる所得金額を拡大します。

## 2割軽減対象世帯の拡大

被保険者数に乘じる金額を51万円から52万円に引き上げることで、2割軽減の対象となる所得金額を拡大します。

## ○国民健康保険料の賦課限度額

中低所得者世帯の負担軽減を図るため、保険料の上限額について、医療分を61万円から63万円に引き上げ、介護分を16万円から17万円に引き上げることとなりました。支援分については変更はありません。

## ○非自発的失業者の保険料を軽減

リストラなど会社都合で離職し、国民健康保険に加入している人のうち、「雇用保険受給資格者証」に記載された離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、離職日時点で65歳未満の人は、届出により保険料が軽減されます。

## ○国民健康保険料の納付は10回です

保険料は年度単位(4月～翌年3月)で計算し、年間の保険料を6月～翌年3月の10回に分けて納付いただきます。また、一部の人は公的年金からの納付となります。納付方法は6月中旬に発送する納付通知書に記載します。

## ○納付通知書は世帯主に送付します

国民健康保険料は世帯ごとに計算し、納付義務者は世帯主になります。ただし、保険料の計算対象となるのは国保加入者のみです。

## ○令和2年度中に後期高齢者医療制度に移行する世帯主の納付方法について

世帯主が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行する年度の保険料は、年金からの天引きは中止し、納付書または口座振替による納付となります。

## ○保険料の期限内納付にご協力を

納期を過ぎると督促手数料や延滞金が発生します。詳しくは、納付通知書をご覧ください。また、未納が続くと、有効期限が短い(6か月)被保険者証を交付する場合があります。未納があると限度額適用認定証※の交付や人間ドックの助成が受けられません。

※「限度額適用認定証」とは、入院時、医療機関の窓口で支払う自己負担が高額療養費の限度額までになる証明書の事です。

## ○LINE Payで納付できます

「LINE」アプリ内で、納付書のバーコードを読み取り、24時間いつでもどこでも市税や保険料等が納付できます。ただし、納付証明書が発行可能になるまでに最長1か月程度かかることがあります。※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 5月31日は世界禁煙デーです

健康企画課 ☎65・7779

昨今、喫煙による健康への影響について世間の関心も高まっており、喫煙は「個人の嗜好の問題」と片付けることが難しい時代です。

たばこの煙はがんや肺の病気、心筋梗塞や脳卒中の原因となるほか、子どもや妊婦、患者の健康への影響が大きいとされています。

この機会に、たばこの煙による健康への影響について正しく知り、自分や大切な人の健康をたばこの煙から守りましょう。

## 【たばこの煙の特徴】

- 約70種類の発がん物質が含まれる
- 7m以上先まで届く
- 喫煙者の息にも化学物質が含まれる
- 壁やカーペットなどに煙の成分が付着し、子どもが知らない間に口にします

【禁煙外来について】  
条件を満たすと保険適用を受けて禁煙外来を受診できます。市内禁煙外来の場所や保険適用条件は、電話で担当課、または市ホームページをご覧ください。



毎週第2土曜日は市民献血デーです。献血へのご協力をお願いします。5月9日(土)西友長浜楽市店 10時～11時45分、13時～15時30分詳細は滋賀県赤十字献血センターホームページまで。☎健康企画課 ☎65-7779

広報ながはま 2020年5月号

広報ながはま 2020年5月号